

吸収分割に係る事前開示書面（変更）

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2021 年 8 月 27 日

パナソニック株式会社

2021年8月27日

吸収分割に係る事前開示事項（変更）

大阪府門真市大字門真 1006 番地
パナソニック株式会社
代表取締役 社長執行役員 楠見 雄規

当社は、2021年5月31日付でパナソニック インダストリー株式会社との間で吸収分割契約を締結し、2021年7月19日付で会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき事前開示を行いました。同条第5号イに定める事象が生じたので、同条第7号に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。なお、項目番号は2021年7月19日付「吸収分割に係る事前開示書面」の項目番号と対応しております。

記

4. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ）

以下の事項を追加いたします。

- 「4) 当社は、上記1)記載のBlue Yonderの80%分の株式追加取得のための資金調達として行うブリッジローンの返済を目的として、2021年8月27日の取締役会において、発行総額の上限を4,000億円とする利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）を発行することを決定しました。」

以上